



**令和3年度
木材産業国際競争力・
製品供給力強化緊急対策のうち
高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）**

概要版報告書

林野庁 林政部 木材利用課

（調査委託機関：有限責任監査法人トーマツ）

2023年3月3日

調査結果目次

1. 調査方法 -----	3
1-1. 調査対象品目・調査項目（各国共通） -----	4
1-2. 調査方法 -----	5
1-3. 本件事業の調査内容 -----	6
<hr/>	
2. 国別調査報告_概要 -----	7
韓国 -----	8
台湾 -----	14
ベトナム -----	21
インドネシア -----	27
シンガポール -----	34
EU -----	40

※ 本報告書に記載されている情報は、令和4年度調査時点のものであり、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から情報提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報自体の妥当性・正確性については、有限責任監査法人トーマツでは責任を負いません。また、本内容の利用や使用方法については、本報告書の読者が自らの責任で判断を行うものとします。

1. 調査方法

本調査事業における調査対象品目は下記の通りとしました

1-1. 調査対象品目・調査項目（各国共通）

樹種	HSコード	調査対象品目	具体例
スギ、ヒノキ、カラマツ	4407	製材	一般製材
	4412	合板	普通合板、構造用合板
	4413	高耐久木材	

調査項目	主な調査内容
対象国・地域における木材製品の輸入に係る規制	日本からの調査対象品目の輸入に係る植物検疫の条件 ■ 丸太・木材製品に対する検疫要求 ■ 輸入許可書、輸出植物検疫証明書等 調査対象品目の通関時に提出必要となる書類や品質検査等、輸入時における規制状況
対象国・地域における木材製品の流通・販売に係る規制及び制度	流通・販売に当たって必要となる品質検査等 木材製品の品質基準（日本工業規格や日本農林規格に該当するもの）の有無、運用状況及び当該基準の普及状況
対象国・地域における建築基準等の調査	木造建築物に関する建築基準等の有無、運用状況

デスクトップ調査とヒアリング調査より、対象国の情報を収集・整理しました

1-2. 調査方法

デスクトップ調査

- 輸入に必要な手続き・品質規格についてデスクトップ調査
 - 既存の調査レポートや、各国の公開情報等から情報を収集して初期仮説を構築



ヒアリング

- 国内外の木材関係事業者、政府機関等にヒアリング
 - ヒアリングはZoom等のデジタルツール活用により実施。現地ヒアリングは韓国のみ実施した



既存文献調査

- 東南アジア地域等における木材製品の植物検疫条件や流通・販売規制等調査報告書（令和2年3月 林野庁）
- 欧州地域等における木材製品の植物検疫条件や流通・販売規制等調査報告書（令和2年3月 林野庁）
- その他

各国政府機関、木材関連団体HP等調査

Zoom等でのヒアリング

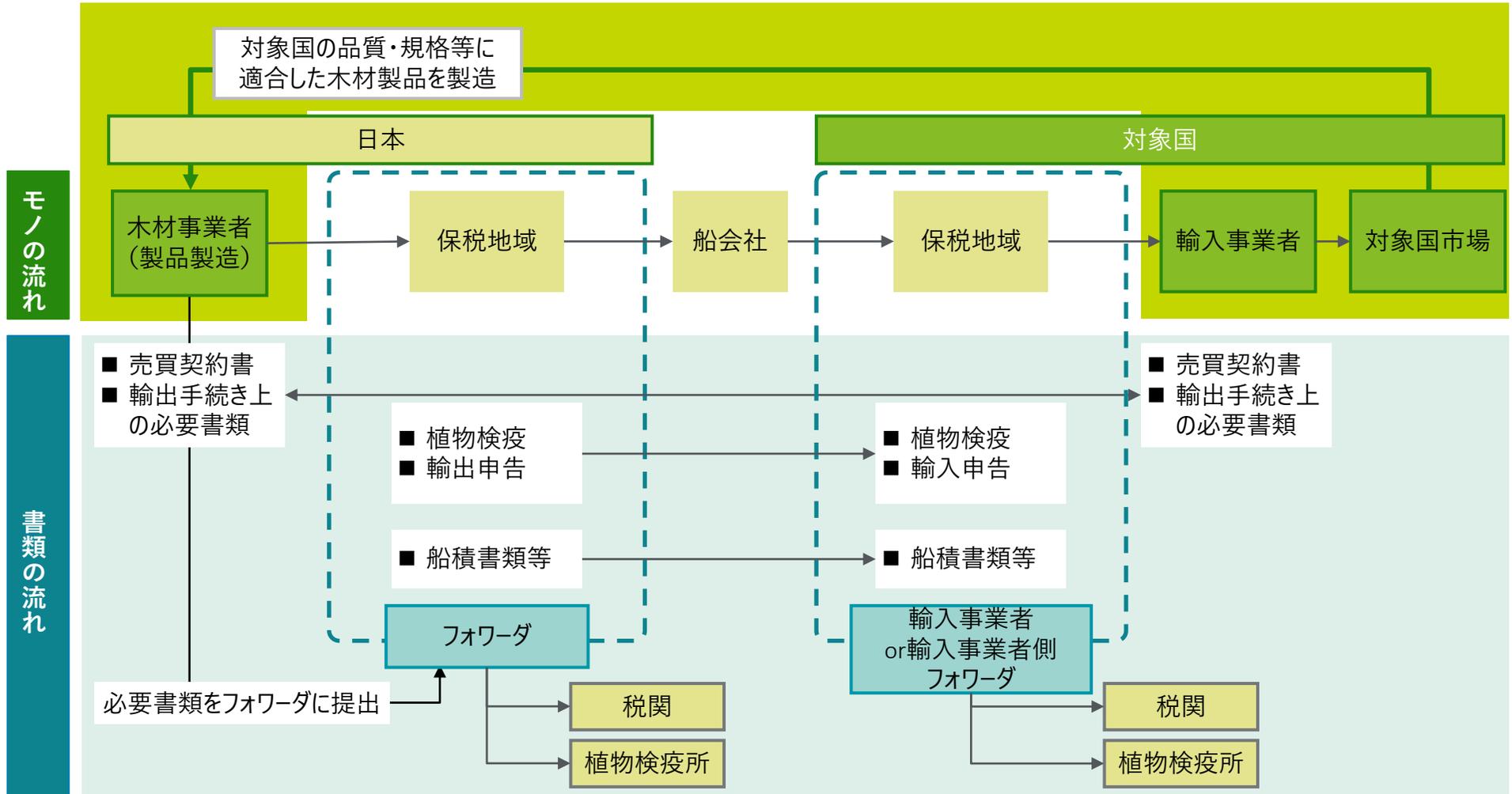
- 【国内事業者】
 - 実際に各国に輸出している国内事業者
- 【海外事業者】
 - 対象国の公的機関、木材関連業界団体、民間企業等

現地ヒアリング（韓国のみ）

- 今後も木材製品輸出量の拡大が期待されることから韓国での現地ヒアリングを実施（2022年12月）

「輸入に必要な手続き」に関わる必要手続き、及び対象国・地域における「品質・規格」について調査の上、とりまとめました

1-3. 本件事業の調査内容



2. 調査結果_国別調査報告概要

韓国

韓国では、輸出手続き面での障壁は大きくなく、ヒノキブランドが浸透している他、新規製品の可能性も見出されたことから今後も木材製品輸出拡大に注力すべきと考えられます

韓国調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内及び韓国事業者ヒアリング、現地ヒアリング（2022年12月）

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- 韓国への輸出では、「木材の持続可能な利用に関する法律」で定める各種の対応事項を遵守する必要がある。
- 日本の事業者としては、木材製品の輸出にあたっては、合法性証明を提出することが求められる。木材製品の試料検査は、輸入事業者が担うケースが多い。

品質・規格

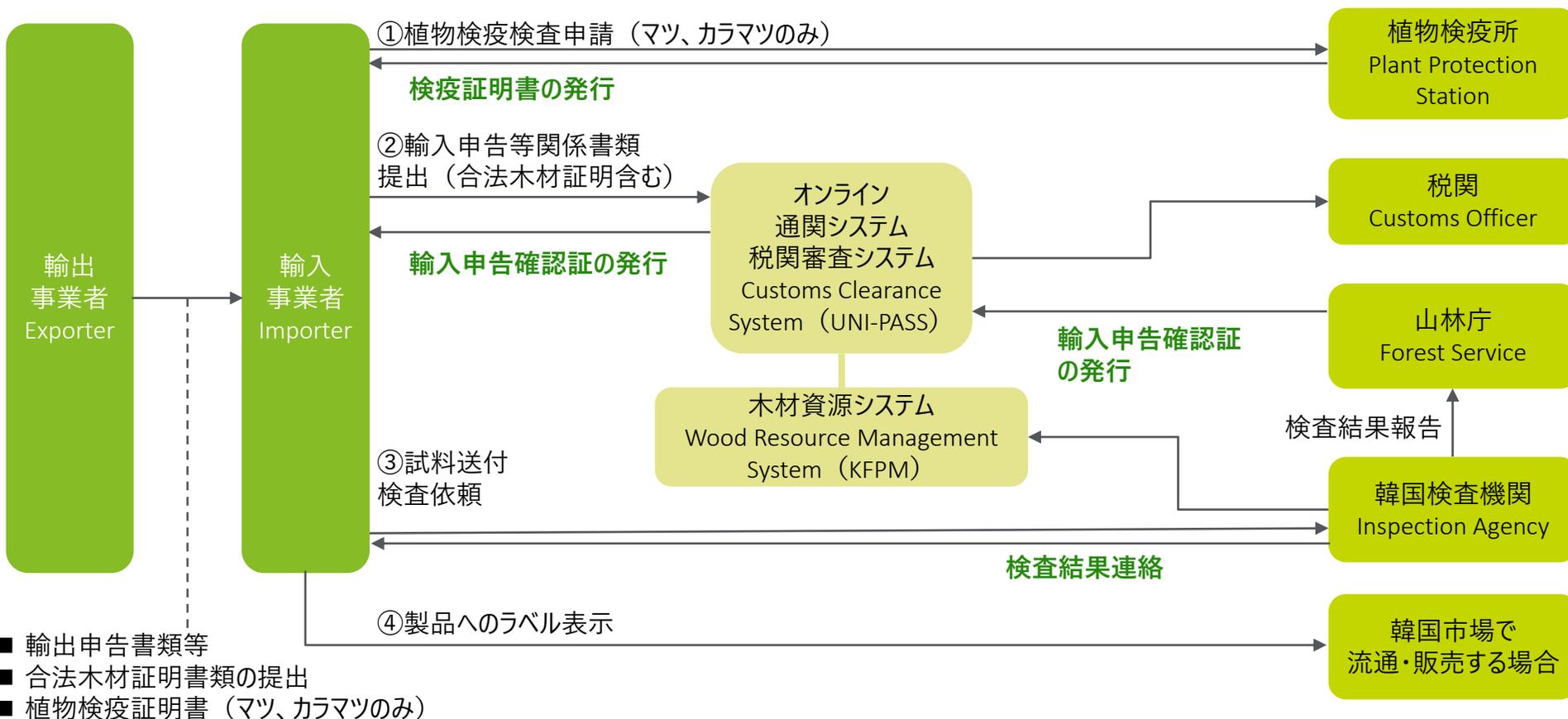
- 韓国が定めるKS規格は任意規格であり、KS規格が要求されるケースは少ない。
- 日本産木材製品を一般製品として販売するには、製品寸法を韓国向けに合わせて生産することが求められる。
- 一定規模以上の木造建築物に用いられる構造材は、耐火認定を取得する必要がある。

- 韓国では、輸出に必要な手続き面での大きな障壁はないと考えられる。
- 今後増加すると考えられる中高層木造建築については、構造材で耐火認定取得が義務付けられており、この認定取得に要する資金面・期間面での負担は大きいため、注意が必要である。
- 韓国では、消費者に広くヒノキブランドが認知されているため、木材製品輸出を拡大できる土壌が整っていると考えられる。
- 既存製品として最も大きなヒノキ・ルーバー市場については、日本産原木を中国で加工するサプライチェーンが構築されておりそれら製品の市場優位性が高いため、無節グレードによる差別化が市場優位性をもつ。
- 他にも、新規の市場・製品の可能性が高いため、今後も輸出可能性を模索していくことが必要である。

韓国への輸出時には、輸入事業者は検疫・輸入申告・木材製品資料の検査などの手続きを行い、それぞれ証明書の発行を受ける必要があります

韓国における木材輸入に必要な手続き（1）

韓国入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



韓国では、植物検疫の他に「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める輸入に必要な手続きが複数存在します

2. 韓国における木材輸入に必要な手続き（2）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	植物検疫	植物防疫法	農林畜産 食品部 検疫政策課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「植物防疫法」第8条においては、検疫証明書を添付する必要がない場合として、「木材類、または竹材類を輸入する場合」と記載されている。また、植物検疫対象品目に該当しない品目として「加工品目」が定められており、集成材や合板は熱処理または化学処理を経て製作された製品として、植物検疫の対象外となる。 ■ 「植物防疫法」第10条において、病害虫リスクの存在する植物等は輸入禁止物品として定められている。別表1にて定められる輸入禁止植物においては、第15項目において「マツ属・カラマツ属の苗木類・木材類（対象国 日本を含む）」が定められているため、日本のマツ・カラマツについては輸入禁止物品に相当する。 ■ 輸入禁止物品の輸入については、加工品目（※）に相当する場合には、「植物防疫法施行規則」の第4号様式「植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」を提出することで植物検疫申請を行うことができる。※加工品目は、病害虫が生息または潜伏できない程度に加工された製品のことであり、「加工品品目の例」より詳細を確認できます。 	マツ属（カラマツ属）については「植物検疫証明書」または「電子植物検疫証明書」の提出及び「検疫申請書植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」等	輸入事業者
2	輸入申告	木材の持続可能な利用に関する法律（第19条の2（輸入申告））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入事業者は山林庁長に電子通関システムであるUNI-PASSを介して輸入申告書を提出する必要がある。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入者は、韓国の電子通関システムであるUNI-PASSを通じて、「輸入された木材/木材製品の合法的なログを決定するための詳細な基準」で定められるいずれかの書類を添付して、山林庁長に輸入申告を提出しなければならない。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
4	品質・規格適合検査	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材・木材製品を輸入するためには通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、「木材の持続可能な利用に関する法律」に基づく規格・品質検査を受けなければならない。 	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	木材事業者 または 輸入事業者
5	ラベル表示	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、検査を受けた木材製品を販売・流通・保管をしようとする者は、規格・品質検査の結果を消費者が容易に閲覧できる場所に表示しなければならない。 	#4の検査結果を製品にラベル表示	輸入事業者

建築基準含め、木材製品の流通・販売上の認証取得義務はなく、また森林認証についても必須ではないことから、品質・規格上の問題は少ないと考えられます

韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準	木材の持続可能な利用に関する法律（第19条の3「輸入検査等」）	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入事業者または木材製品の生産者は、規格及び品質基準が告示された木材製品を売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。 ■ 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」において品目ごとの規格・基準の説明がある。 	2-2. 輸入申告の時点で、検査機関に試料送付・検査→検査結果受領	輸入事業者
2	KSF規格	-	韓国 木材協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」と異なる規格が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ KSF 3113・・・構造用合板 ・ KSF 3020・・・針葉樹構造材 	必要に応じて認定取得	木材事業者
3	建築基準（建築構造基準）	大韓民国 国土海洋部告示 第2009-1245号	国土海洋部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築構造基準（大韓民国 国土海洋部告示 第2009-1245号）によると、構造用製材の材種と寸法は「KSF 3020（針葉樹構造用材）」によることになっている。これは木材製品の規格と品質基準（国立山林科学院告示第2019-10号）の付属書1にある「製材」と大半が同じであるが、異なる部分もある。 	必要に応じて認定取得	木材事業者
4	森林認証（韓国森林認証制度（KFCC））	韓国型国家森林認証制度（KFCC）	韓国林業振興院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国山林認証制度（KFCC）は2018年6月にPEFCとの相互認証が承認されている。 ■ 韓国木材新聞の2020年1月17日の記事「2月からFM認証原木をCoC認証企業に優先提供...”特惠”論議が浮上」によると、山林庁が韓国山林認証制度（KFCC）の活性化を図るため、国有林で生産された原木を優先的に買入れる機会を山林認証を取得した会社へ提供したことに対する木材産業界の批判的な意見が紹介されている。このような事実から、公共部門における山林認証への誘導政策は実施されているものの、法規制などによる制限はないように見受けられる。 	必要に応じて認定取得	木材事業者

中高層木造建築等、一定の広さ以上の木造建築物の構造材については、耐火認定の取得が義務付けられているため注意が必要です

韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
5	一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得の義務	<p>建築法施行令 [施行2022.12.8.] [大統領令第33023号、2022.12.6.、他法改正] 第56条</p> <p>耐火構造の認定と管理基準 [施行 2014. 4. 18.] [国土交通部告示第2014-200号、2014. 4. 18.、一部改正]</p>	国土交通省 (建物安全課)	<p>■ 韓国では、建築法施行令により、下記の基準で定められる建築物については、耐火構造としなければならないと定められている。下記の基準に該当する建築物に用いられる構造材等の木材については、KS規格の耐火構造認定を取得していることが必要となる。</p> <p>1. 第2種近隣生活施設のうち公演場・宗教集会場(当該用途に用いる床面積の合計がそれぞれ300平方メートル以上の場合に限る。)、文化及び集会施設(展示場及び動植物園を除く。)、宗教施設、娯楽施設のうち酒場営業及び葬儀施設の用途に用いる建築物で観覧室又は集会室の床面積の合計が200平方メートル(屋外観覧席の場合には1,000平方メートル)以上の建築物</p> <p>2. 文化及び集会施設のうち展示場又は動植物園、販売施設、運輸施設、教育研究施設に設置する体育館・講堂、修練施設、運動施設のうち体育館・運動場、娯楽施設(酒場営業の用途に用いるものを除く。)、倉庫施設、危険物貯蔵及び処理施設、自動車関連施設、放送通信施設のうち放送局・電信電話局・撮影所、墓地関連施設のうち火葬施設・動物火葬施設又は観光休憩施設の用途に使う建築物で、その用途に使う床面積の合計が500平方メートル以上の建築物 等</p>	必要に応じて 認定取得	木材 事業者

台湾

台湾では輸出手続き面での障壁は大きくないものの、他国木材製品との差別化を図る必要があり、森林認証や緑建材といった認証の取得は一つの打ち手になると考えられます

台湾調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内事業者ヒアリング

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- 台湾においては、植物検疫による規制が主であるが、木質パネル製品（集成材や合板等の積層木材）については、事前にホルムアルデヒド放散量等の検査の手続きを経てから木材製品を輸入する必要がある。

品質・規格

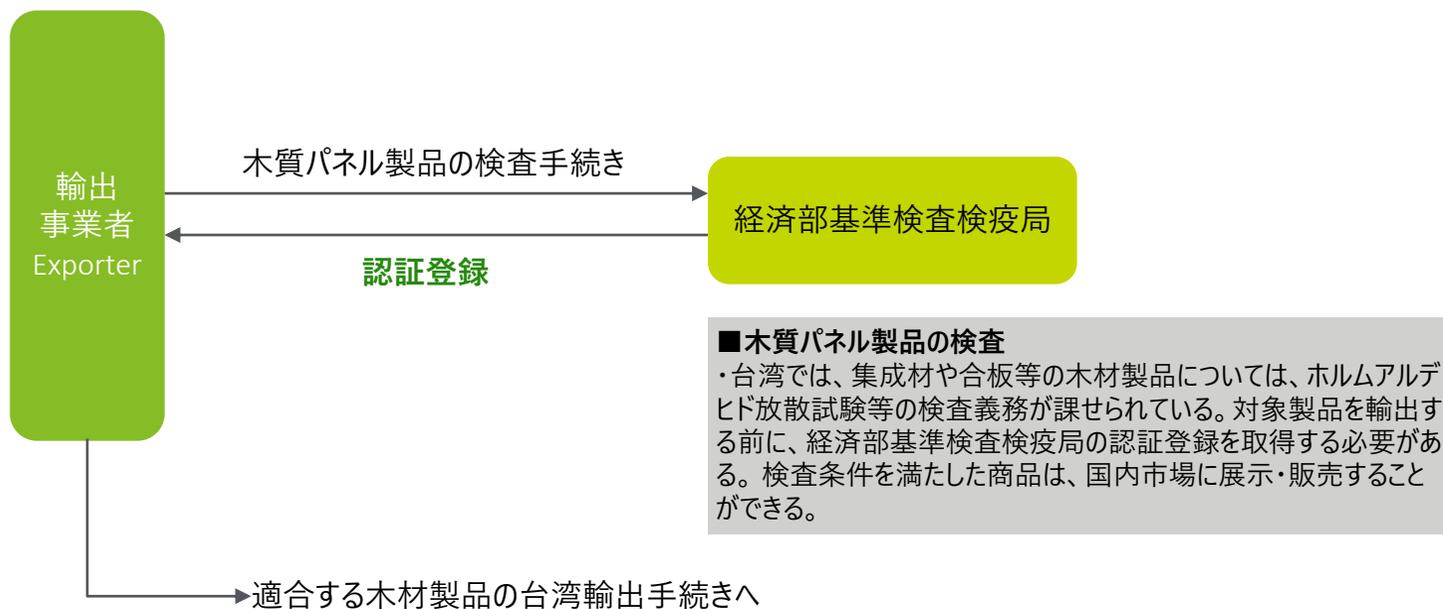
- 木質パネル製品（集成材や合板等の積層木材）については、事前の検査手続きを経た製品の登録と商品検査証印が必要となる。
- CNS規格はJAS規格を参考に作られているため、台湾市場においてはJAS規格の信頼性が高い。ただし、CNS規格は任意規格となり、求められるケースは多くない。
- 一定規模以上の公共建築物には「緑建築」の取得が必要であり、合わせて「緑建材」の活用が推奨されていることから、「緑建材」の認証取得が必要になるケースが生じると考えられる。

- 台湾においては、輸出手続き面での障壁は大きなものはないと考えられる。
- CNS規格の取得必要性は高くないが、JAS規格との相互認証ではない点に留意する必要がある。
- 製材品や合板製品は、内装用や装飾用などで一定の需要があるものの、安価な諸外国製品や、諸外国の森林認証製品が競合として存在しており、何らかの付加価値を示していかなければ、価格を中心とした競争とならざるをえないと考えられる。
- 日本産木材製品についても、森林認証や緑建材の認証取得等が差別化につながりうると考えられる。
- 国内製造コストの低減と合わせて、日本産木材製品の差別化戦略が必要と考えられる。

集成材や合板等の積層木材類については、輸入前に事前の検査手続きが必要です

台湾における木材輸入に必要な手続き（1）

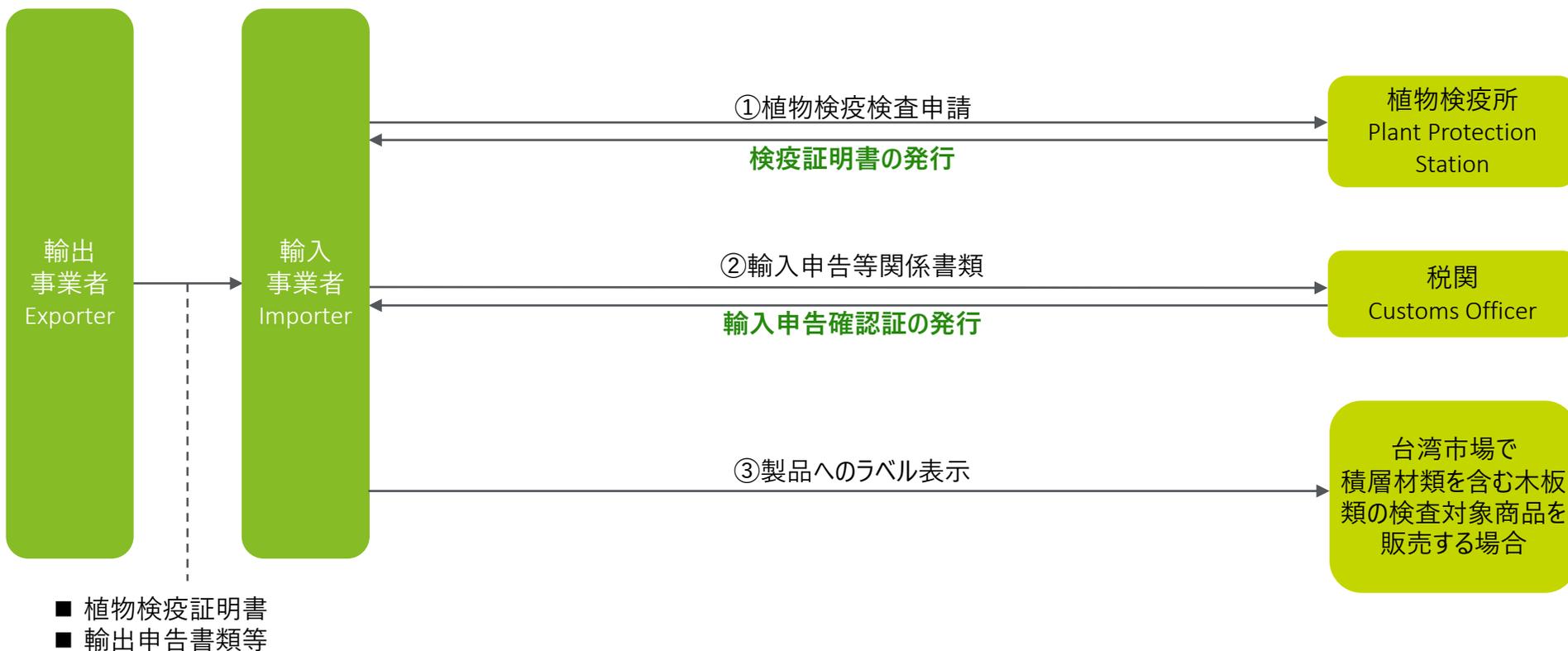
台湾への木材製品輸出に伴う必要手続きプロセス（木材製品製造）



台湾へ木製材品を輸出する際は、植物検疫、及び集成材や合板等の積層木材類については、ラベル表示について留意する必要があります

台湾における木材輸入に必要な手続き（2）

台湾入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



台湾では、植物検疫証明書の提出が求められる他、集成材や合板等の積層木材類については、ラベル表示を行う必要があります

台湾における木材輸入に必要な手続き（3）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	植物検疫	植物防疫検疫法	行政院農業委員会動植物防疫検疫局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「植物検疫防疫法」では、輸入者に対し、輸出国の植物検疫機関が発行する植物検疫証明書を提出することを求めている。 ■ 関連規定の「輸入木材検疫条件」では、製材等の木材を輸入する場合、輸出国において植物検疫を実施することを義務付けている。検疫の実施後は、輸出国の植物検疫期間が発行した植物検疫証明書を添付し、植物検疫当局の審査を受けなければならない。 ■ また、ゴマダラカミキリの発生国・地域から輸入される宿主種の木材は、輸入前に植物検疫機関が指定する検疫方法で熱処理し、その旨を植物検疫証明書に記載することが求められている。 ■ 日本におけるツヤハダゴマダラカミキリの発生を受け、台湾では2023年1月19日付けで植物検疫条件が強化された。これにより、台湾への輸入にあたっては、これまで樹皮のない木材で求められなかった植物検疫証明書の添付が必要となっている。 	「植物検疫証明書」の提出	輸出者 輸入者
2	輸入申告	関税法	財政部関務所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通関手続きにおいては、輸入申告書に記入のうえ、税関申告書を提出する必要がある。 	「輸入申告書」の提出	輸入者
3	ラベル表示	木質パネル製品の検査に関する規定	經濟部標準検驗局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集成材や合板等の積層木材類については、輸入前に事前の検査手続きを行う必要がある。検査条件を満たした商品は、台湾市場に展示・販売することができる。 ■ 「木質パネル製品の検査に関する規定」では、検査完了後、対象製品については、商品包装または本体に下記内容を表示することが定められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品検査証印：検査義務により印刷された図柄、文字列（「T」または「R」）および指定コード 2. ホルムアルデヒドの放散量（F1またはF2またはF3） 3. 製造者（または輸入者）の名称、住所、または商標 4. 製造年月日またはバッチ番号 5. 名称と原産地 	定められた内容の商品表示	輸出事業者または輸入者

台湾では、集成材や合板等の積層木材類については輸入前に事前の検査手続きが定められる他、木材製品の一般的な規格としてCNS規格が定められています

台湾における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	木質パネル製品に関する製品検査	木質パネル製品の検査に関する規定	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「木質パネル製品の検査に関する規定」では、集成材や合板等の輸入に際して事前の検査（商品形式認可試験および商品認証登録試験）を行うことを求めている。經濟部標準検局もしくは管轄の支所に以下の書類を提出する必要がある、試験を通過した商品のみ輸入が認められている。 	製品検査	木材事業者
2	CNS規格（製材）	—	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のような製品について規格が存在し、品質基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製材の等級（CNS 444） ➢ 針葉樹構造用製材（CNS 14630） ➢ 針葉樹内装用製材の等級（CNS 15563） ➢ 広葉樹製材の等級（CNS 15581） ➢ 針葉樹基材用製材の等級（CNS 15582） ➢ 枠組壁工法用製材（CNS 14631） 	必要に応じて認証取得	木材事業者
3	CNS規格（合板）	—	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のような製品について規格が存在し、品質基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通合板（CNS 1349） ➢ 特殊合板（CNS 8058） ➢ コンクリート型枠用合板（CNS 8057） ➢ 防災合板（CNS 11668） ➢ 耐燃性合板（CNS 11669） ➢ 建築用合板（CNS 11670） ➢ 構造用合板（CNS 11671） ➢ 輸送パット用合板（CNS 15583） ➢ 天然木ベース単板構造用合板（CNS 15882） 	必要に応じて認証取得	木材事業者

台湾市場では、森林認証製品が認知されている他、建築基準、緑建材・緑建築標章といった制度が存在しています

台湾における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
4	森林認証	—	台湾森林認証発展協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 強制ではないが、権威のある認証方法である。 ■ 台湾の木材製品の大半が外国からの輸入であり、グローバルにおける木材認証を満たす必要がある。FSCはもっとも影響力があり、有効な手段の1つとして考えられる。 	必要に応じて認証取得	木材事業者
5	建築基準	木造建築物の設計・施工に関する技術仕様	内政部建設局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造建築物の設計、施工に関し、樹種材料、材料の許容応力や耐震基準等を定めている。 ■ 利用樹種については、スギ・ヒノキ・カラマツも定められている。 	—	木材事業者
6	緑建材標章	建築技術規則第十七章 緑建築基準「緑建材」	内政部建築研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑建材は、「緑建材通則」によって定められる事項（原材料の取得・生産および製造・完成品の輸送および使用の段階で環境汚染を引き起こさないことや、人体や環境に危険を及ぼす可能性のある有害物質の含有制限を満たすことなど）を遵守し、認証された製品を指す。 ■ 緑建材の製品分類は、「生態」「健康」「再生」「高性能（透水舗装・防音・省エネルギー）」の4つに分類される。 ■ 構造材や合板といった木材製品は「生態緑建材」として申請することが可能となっている。 	必要に応じて認証取得	木材事業者
7	緑建築標章	建築技術規則第十七章「緑建築基準」	内政部建築研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台湾内の建築物において、9つの評価指標に対し、一定の基準を満たす建築物を「緑建築」として評価・認定する制度。9つの指標は、緑化量指標、基礎節水指標、水資源指標、日常省エネ指標、二酸化炭素削減指標、廃棄物削減指標、生物多様性指標、室内環境指標である。 ■ 緑建材の解説・評価マニュアルにおいては「前記規範（建築技術規則-建築設計施工編第323条）に基づき、公衆の使用に供される新築建築物又は建築、整備された建築物は、緑建材の使用率が2021年から室内総表面積の60%、屋外床面積の20%以上に達しなければならない」とされている。 	—	木材事業者

ベトナム

ベトナムは、日本産木材製品の輸出手続き上障壁になる規定はなく、木材製品や建築基準の規格も障壁とならないため、今後の輸出拡大が期待されます

ベトナム調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内・海外事業者ヒアリング

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- 植物検疫について大きな障壁はないと考えられる。
- デューデリジェンス自己申告書の提出においては、地理的リスク・樹種リスクの確認が求められており、それぞれリスクの高い場合は追加的な書類の提出が求められる。調査の結果、スギ・ヒノキ・カラマツの日本産木材製品はどちらのリスクも低いため、追加的な書類は求められないことから、輸入手続き上の障壁はないと考えられる。

品質・規格

- ベトナムのTCVN規格は任意規格となるため、日本産木材製品輸出を行う上での品質・規格上の問題は少ないと考えられる。
- 建築基準に、木材製品の規格等が定められていないため、木造建築物の建設上の障壁もないと考えられる。

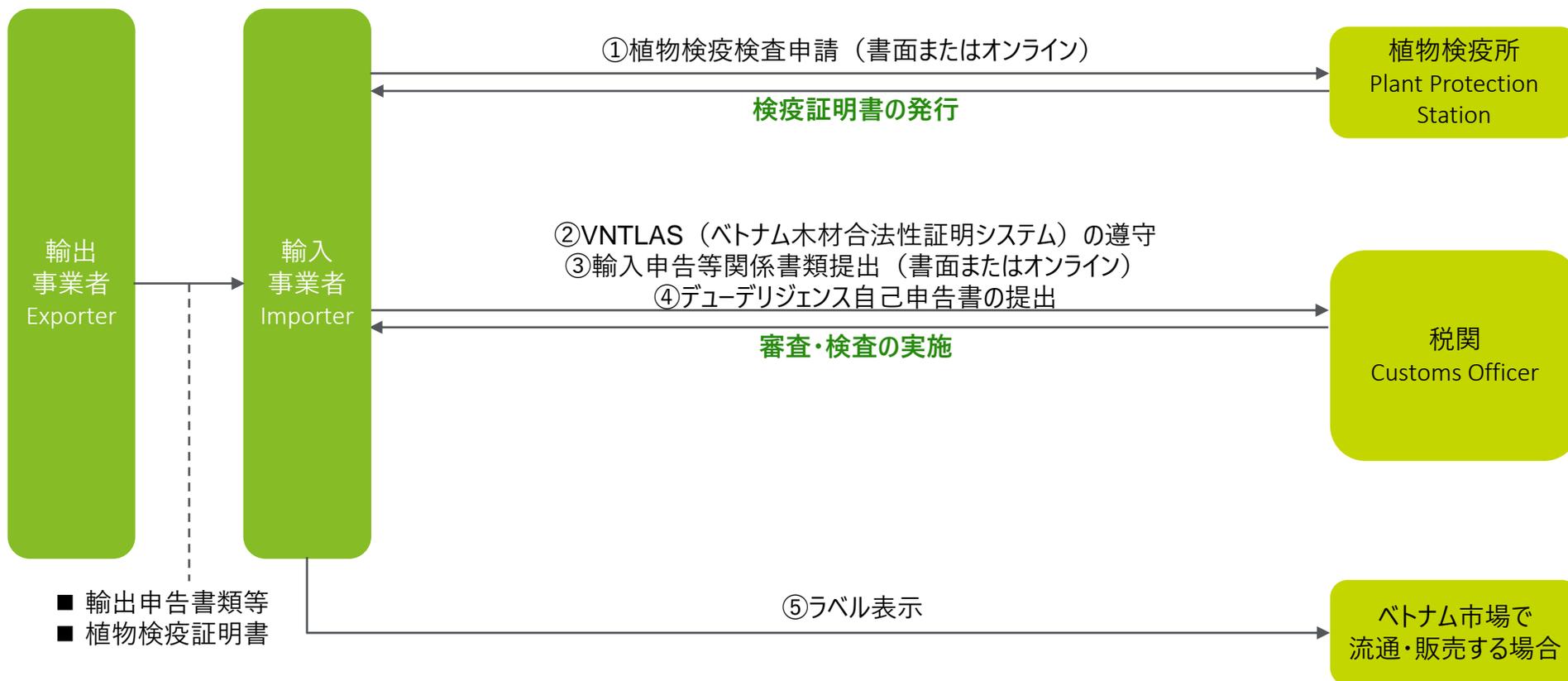
- ベトナムでは、輸入手続きについての定めもあるものの、日本の主要樹種については低リスクな木材として、手続きが簡素化されており、実務上の課題はないと考えられる。
- TCVN規格が任意規格であるほか、その活用が指定された建築基準等も確認できなかったため、日本産木材製品がそのままの形で輸出しうる市場環境であると考えられる。
- ただし、他国製品も同様の条件であることや、ベトナム自身が合板の生産国であることなどもあり、単純な製品輸出だけでは価格競争上の優位性を持ちえないと考えられる。
- 木造建築物について障壁になるような規制等がないため、木造建築物の普及・拡大と合わせて日本産木材製品を輸出するなどの施策が有効ではないかと考えられる。

ベトナムでは、デューデリジェンス自己申告書に必要な書類が求められます

2. 調査結果詳細（輸入に必要な手続き）

ベトナムへの輸入に必要な手続き

ベトナム入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



ベトナムでは、下記の通り輸入に必要な手続きが複数存在しますが、日本産木材製品で対応が必要なものは限られると考えられます

ベトナムにおける木材輸入に必要な手続き（2）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	植物検疫	植物防疫及び検疫法 (41/2013/QH13)	農業農村開発省 植物防疫局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「植物防疫および検疫法」では、木材製品の輸入にあたっては輸出国において植物検疫を実施し、検疫証明書を添付することを求めている。また、ベトナムへの輸入時には書類検査と外観で検査を実施し、疑いがあるときは全量の20%を抽出して検査を行うこととなっている。害虫が見つければベトナム側で燻蒸が行われ、輸出者に検査料金が請求される。 ■ 検疫対象物の品目リストを参照すると、4412合板、4413改良木材については、植物検疫の対象外であるとされている。 ■ 検疫申請については、書面またはWeb上で実施することができる。 	「植物検疫証明書」または「電子植物検疫証明書」の提出	輸出者 輸入者
2	VNTLAS	ベトナムにおける木材合法性保証システムに関する規則 (102/2020/ND-CP)	農業農村開発省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「ベトナムにおける木材合法性保証システムに関する規則（102/2020/ND-CP）」や「農業農村開発省通達（27/2018/TT-BNNPTNT）」を法的根拠に、輸出・輸入する木材の合法性を確認するための手段として、ベトナム木材合法性証明システム（VNTLAS, Viet Nam Timber Legality Assurance System）が整備されている。木材の輸入時にはVNTLASはいくつかの確認ステップを設けることで合法性の確認を行っている。 ■ VNTLASはWEB上のシステムとして構築される計画があるものの、現時点では実現していない。このため、「政令102/2020号」において提示されている合法性確認における必要手続きにしたがって手続きを行うことが必要となる。 	#4デューデリジェンスの実施	輸入者

ベトナムでは、下記の通り輸入に必要な手続きが複数存在しますが、日本産木材製品で対応が必要なものは限られると考えられます

ベトナムにおける木材輸入に必要な手続き（3）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
3	輸入申告	関税法	財務省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の書類の提出が必要とされている。 ① 輸入品の税関申告書 ② インボイス（商業送り状） ③ 売買契約書または同等の書類 ④ 輸入許可が必要な物品の輸入許可証 ⑤ 船荷証券 ⑥ パッキングリスト ⑦ 原産地証明書 ⑧ 検査機関によって発行された品質検査の登録証明書（木材の場合は植物検疫証明書） ⑨ その他法律に基づく商品に関連する書類（木材の場合は、VNTLASに対応するデューデリジェンス自己申告書） 	「輸入申告書」及び関連書類の提出	輸入者
4	デューデリジェンス自己申告書の提出	ベトナムにおける木材合法性保証システムに関する規則（102/2020/ND-CP）	農業農村開発省	<ul style="list-style-type: none"> ■ VNTLAS政令によって、ベトナムに輸入される木材に対してデューデリジェンスの実施が定められている。輸入者が通関申告に必要な書類の1つである輸入木材原産地申告書（VNTLAS政令付属書IのフォームNo.03）を記入することで、デューデリジェンスが実施されたこととなる。 ■ 輸入木材原産地申告書については、必要事項の記入と追加書類提出が定められている。日本は低リスク国に相当するため、必要事項を記入の上書類を提出すればよく、合法性証明等の追加書類提出は求められない。 	「自己申告書」（VNTLAS政令付属書IのフォームNo.03）の提出	輸入者
5	ラベル表示	商品ラベルに関する43号政令の改正政令（111/2021/ND-CP）	科学技術省	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベトナムに輸入される商品について、通関手続き者が商品名、商品の原産地、外国で商品について責任を負う組織・個人または商品を生産する組織・個人に関する情報を含む英語のラベルを貼らなければならないと定めている。 	製品へのラベリング	輸入者

ベトナムではTCVN規格が定められているが、任意規格となっていることから、品質規格上の問題は少ないものと考えられます

ベトナムにおける品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	ベトナム 国家規格 (TCVN)	規格及び技術基準に 関する法律 (No.68/2006/QH11)	科学技術省	<ul style="list-style-type: none"> 規格及び技術基準に関する法律 (No.68/2006/QH11)は、ベトナム国家規格として (TCVN, Vietnam Tiêu chuẩn Việt Nam) が開発・公開されることを定めています。ベトナム品質基準研究所 (VSQI) によって発行されるTCVNは、任意規格であるものの、法令に引用された場合には強制規格となる場合がある。 	必要に応じて 取得	木材事業者
2	建築基準	建築法等	建設省	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築についての明確な規定等は現状存在しない。 	—	—
3	森林認証	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムでは、輸入木材を加工して最終製品をEUへ出荷する場合は、FSC認証・PEFC認証を取得することが求められる。 ヒアリングによれば、上記以外のケースでは森林認証の取得を求められるケースは多くないとのこと。 	必要に応じて 取得	木材事業者

インドネシア

インドネシアでは、輸出手続きにおいては合法性証明等が必要となる他、インドネシア国内市場ではSNI規格の認証取得が必須となるため、輸出量拡大には中長期的な対応が必要と考えられます

インドネシア調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内及びインドネシア事業者ヒアリング

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- インドネシアへの輸出では、「林業製品の輸入に関する決定事項」の商業大臣規則で定めた輸入承認・申請の手続きを遵守する必要がある
- インドネシアへの輸出にあたっては、原産国の合法性証明、輸入者側によるデューデリジエンスが義務付けられる
- 植物検疫については、植物検疫証明書の提出が求められる

品質・規格

- インドネシアにおいては、住宅・施設・インフラ等において用いられる建築資材についてはSNI規格の取得が義務付けられている。このため日本産木材製品を輸出する場合、その最終用途がインドネシア国内の住宅・施設等である場合には、日本国内の事業者は予めSNI認定を取得しておく必要がある。

- インドネシアへの木材輸出は、手続き上は大きな問題はないものの、最終的にインドネシア国内の住宅・施設等に利用される建材についてはSNI規格であることが定められているため、それら用途で輸出する場合には日本の木材事業者も木材製品のSNI規格認証を取得する必要がある
- 認証取得手続きでは、インドネシアからの認証審査の際、日本の現地工場の審査を受ける必要があることから、SNI取得は木材輸出を進める上での障壁となると考えられる。

インドネシアへ木製材品を輸出する際は、輸出事業者に合法性証明書類の添付が義務付けられています

インドネシアにおける輸入に必要な手続き（1）

インドネシア入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



インドネシアでは、植物検疫の他に商業大臣規則で定める輸入に必要な手続きが複数存在します

インドネシアにおける木材輸入に必要な手続き（2）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	輸入規制物品	商業大臣規則2021年第20号	商業省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業大臣規則による輸入制限品目に林業製品（HSコード4407、4412、4413）が含まれている。 ■ 輸入する物品が輸入制限品目に該当する場合、商業大臣からの輸入承認の取得が必要となるほか、輸入承認の取得後は輸入量などのデータを報告しなければならない。 	輸入業者認定番号の取得	輸入者
2	輸入承認	商業大臣規則2019年第82号	商業省、環境林業省、農業省等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材の輸入は、一般輸入業者識別番号（API-U, AngkaPengenallmpor-Umum）あるいは事業基本番号（NIB）を有する企業のみが行うことができると定められている。 ■ 事業者基本番号（NIB）は、OSSシステム上で取得可能。 	商業省オンラインシステム“lnatrade”における輸入承認申請	輸入者
3	輸入申告	財務大臣規則1997年第25号 林産物の輸入に関するデューデリジェンス結果の確認および申告ガイドラインに関する通達 第2号	財務省 関税総局 環境林業省	<p>輸入申告には、以下の書類が必要とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入承認の写し 2. 輸入申告書・輸入勧告書の写し 3. 木材輸入/木材製品供給業者適合宣言書 4. デューデリジェンス表（次の項目を含む） <ol style="list-style-type: none"> a. 輸出者の合法性の証明 b. 生産者合法性の証明 c. 輸入木材原料・製品の原産地トレーサビリティと合法性証明 5. 商品の輸入に関する通知 6. 請求書 7. パッキングリスト (P/L) 8. 船荷証券 (B/L) 9. 輸入実現報告書 (Import realization reports) 10. Log Stock Reports (Laporan Mutasi Kayu Bulat) (LMKB) 11. 加工木材在庫報告書 (Laporan Mutasi Kayu Olahan) (LMKO) 12. 生産レポート 13. 輸入原材料を使用する商品の輸出レポート 14. 輸入関税納付証明書 (輸入品が輸入関税対象の場合) 15. 取引が制限されている木材種に関するその他の関係書類 (ワシントン条約に基づくものを含む) 	SILKによる 輸入申告の提出	輸入者

インドネシアでは、植物検疫の他に商業大臣規則で定める輸入に必要な手続きが複数存在します

インドネシアにおける木材輸入に必要な手続き（3）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
4	植物検疫	動物・水産物・植物検疫法 2019年第21号	農業省 農業検疫局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材製品の輸出時に植物検疫を受ける必要があり、植物検疫証明書等の提出が必要である。 ■ 各規制品目は、原産国と経由国の両方、またはいずれか一方の検査証明書を添付することが義務付けられる。 ■ 植物検疫検査の実施にあたっては、インターネットを通じて所定の書類の提出が求められる。 ■ 合板は植物検疫の対象外となる。 	植物検疫検査の オンライン申請	輸入者
5	合法性の 確認	持続的生産林管理 総局長規則2018年 第3号 (P.3/PHPL/PPHH/H PL.3/1/2018)	環境林業省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入者はSILKサイトを経由してデューデリジエンスを実施し、その結果輸入申告を実施することとしています。 ■ デュー・デリジエンスとは、木材製品の不法輸入を防止するために政府が行うチェックプロセスです。デューデリジエンスの審査結果を受け、環境林業省により輸入勧告が発行されます。 	SILKへの申請	輸入者
					合法証明書の添付	輸出者

インドネシアでは、建築基準においてSNI規格が定められており、住宅建築用途に用いる場合はSNI認証の取得が必須となることに注意が必要です

インドネシアにおける品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	SNI規格	政令 2000年第102号 (国家標準化に関する政府規則)	インドネシア 国家標準化庁 (BSN : Badan Standardisasi Nasional)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家標準化庁のもとでインドネシア国家規格（SNI）が制定されることが定められている。国家が標準化を強制する物品についてはインドネシア国家規格が強制規格となるとしている。 ■ 木材製品に関しては、製材・合板等について規格が複数存在し、品質基準が定められている。 ■ インドネシア国外の製造業者も、所定の手続きを経てSNIライセンスを取得することが可能である。 	住宅・施設・インフラ・公共事業で用いられる場合、SNI認証の取得	木材事業者
2	ラベル表示規則	商業大臣規則 2015年第73号 (商品へのインドネシア語のラベル表示に関する規則)	商業省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「商業大臣規則 2015年 第73号」では、以下の5つの分類に属する製品をラベル表示規則の対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用電化製品、電気通信関連物品 ・建材用品 ・原動機付車両用部品（スペア部品など） ・繊維製品 ・その他の製品 ■ これらの分類はHSコード毎に行われており、HSコード4407, 4412, 4413はラベル表示規則の対象となっていない。 	— (輸入者の求めに応じて対応)	輸入者

インドネシアでは、建築基準においてSNI規格が定められており、住宅建築用途に用いる場合はSNI認証の取得が必須となることに注意が必要です

インドネシアにおける品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
3	建築基準	住宅と居住に関する法律 2011年第1号	公共事業住宅省	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住宅と居住に関する法律 2011年第1号」により、「住宅、インフラ、施設、公共事業において用いられる建材」はにより、住宅、インフラ、施設、公共事業において用いられる建材は、SNI規格への準拠が必要であることが定められている。このため、住宅用途で木材製品を輸出する場合はSNI規格についての認証を取得する必要がある。 ■ SNI規格は、本法律で規定されることにより、住宅建材においては実質的に強制規格となるため、インドネシア国内向けの住宅・施設用建材として木材製品を輸出する場合には、SNI認証の取得が必要となる。 	住宅・施設・インフラ・公共事業で用いられる場合にはSNI取得製品であることが必須となるため、SNI認証取得が必要	木材事業者
4	森林認証	森林に関する法律 1999年第41号	環境林業省	<ul style="list-style-type: none"> ■ インドネシア国内には、森林認証としては、FSC、IFCC（Indonesian Forestry Certification Cooperation、インドネシア森林認証協力機構）（PEFCとの相互承認の対象）とLEI（Lembaga Ekolabel Indonesia、インドネシアエコラベル協会）があり、それぞれが持続的森林管理とCoCの認証を行っている。FSCは世界的な認証機関であるが、IFCCとLEIはインドネシア国内で設立された認証機関となる。 ■ 輸入木材において取得が必須ではないが、用途によっては認証材が求められるケースがある。 	必要に応じて取得	木材事業者

シンガポール

シンガポールは、輸出手続き上の障壁はあまりないと考えられますが、建築物においてはEN規格への準拠が推奨されるなど、品質・規格面での顧客ニーズに留意する必要があります

シンガポール調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内・海外事業者ヒアリング

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- シンガポールへの輸出では、税関による輸入許可証（Customs Import Permit）を取得する必要がある。
- 輸出する木材の種類によっては、貨物通関許可証（Cargo Clearance Permit）必要となる場合がある。
- 木材製品の輸出にあたっては、植物検疫に関する要件・合法性証明の取得は必要ない。

品質・規格

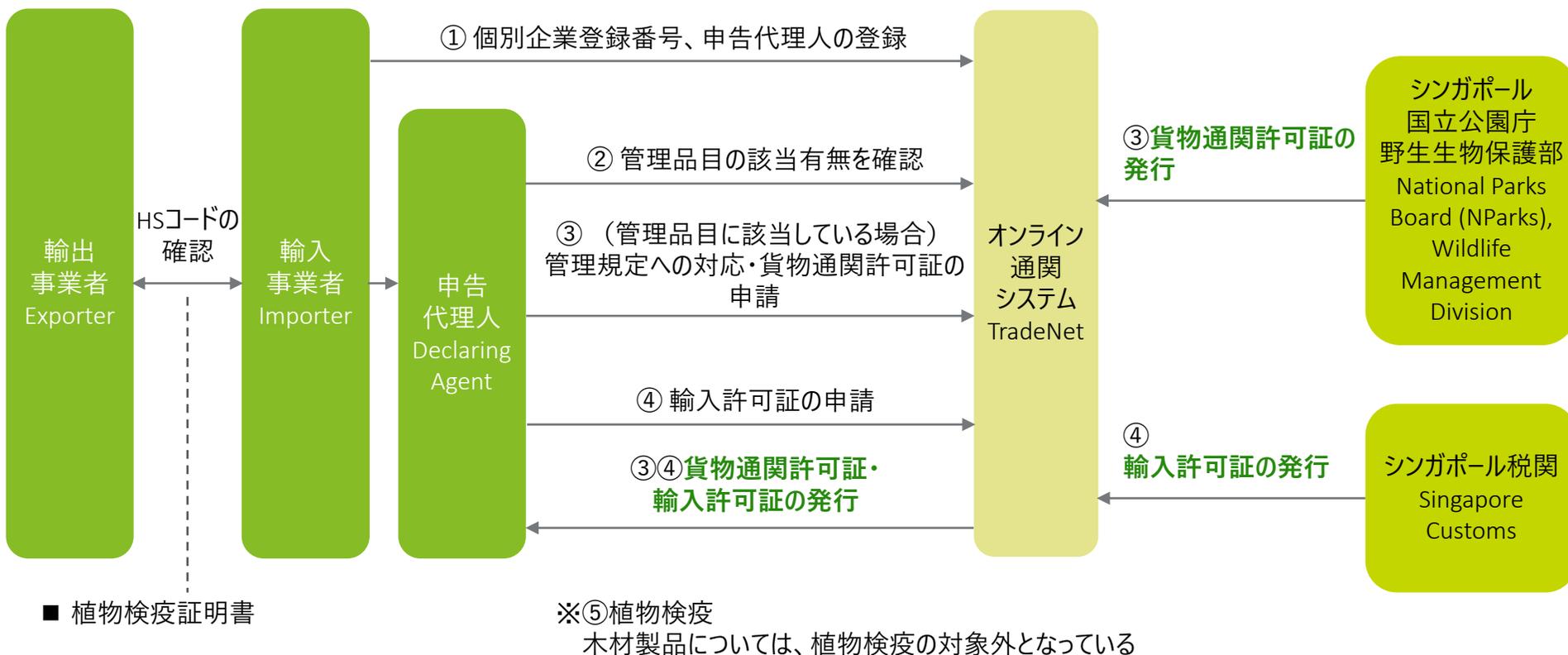
- シンガポールではシンガポール国家規格（Singapore Standards）、テクニカルリファレンス（Technical References）などが存在するが、各種木材製品に対してはISO規格が主に使用されている。

- 輸入手続きにおいては、一定の手続きが必要となるものの、障壁となるような制度は確認されなかった。
- 木造建築物のガイドラインも発行されており、そこでは木造建築物の設計・構造の検証時にEN規格の準拠が推奨されるとの記載があった。障壁ではないものの、EN規格に準拠していない場合は、同等の品質・規格であることを説明する必要があると考えられるため、個別取引の際には留意が必要となる。
- 単純な一般製材や合板等での輸出では、国際的な価格競争において優位性を持ちにくいと、日本の独自性をもった最終製品や、顧客ニーズに合わせた製品提供等が必要になると考えられる。

シンガポールへの木製材品を輸出する際は、管理品目に該当しているかについて確認を行い、適切な許可証を取得する必要があります

シンガポールにおける木材輸入に必要な手続き（1）

シンガポール入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



各手続きにおける必要提出書類は下記の通りです

シンガポールにおける木材輸入に必要な手続き（2）

#	輸出規制	法令	管轄	規制の内容	必要な手続き	必要な書類	対応者
1	管理品目	輸出入管理法 (Regulation of Imports and Exports Act 1995)	財務省 (シンガポール税関) 国家開発省 (シンガポール国立公園局)	管理品目に該当する品目は管轄官庁(CA)が定める管理規定に対応する必要がある。対応していない場合、輸入が規制される。	管理品目の該当有無について調査 (管理品目に該当する場合) 管理規定への対応・貨物通関許可証の申請	貨物通関許可証の申請 (オンライン)	輸入者・申告代理人
2	輸入申告	輸出入管理法 (Regulation of Imports and Exports Act 1995)	財務省 (シンガポール税関)	シンガポールに物品を輸入する場合、税関への申告が必要となる。	TradeNet上で輸入許可証を取得	① 請求書 ② 船荷証券 ③ パッキングリスト	輸入者・申告代理人
3	植物検疫	植物管理法 (Control of Plants Act, Control of Plants (Plant Importation) (Amendment) Rules 2005)	国家開発省 (シンガポール国立公園局)	植物検疫の対象を定める規制リストに樹種が該当する場合、植物検疫の対象となる。スギ・ヒノキ・カラマツの木材製品は該当しない。	不要	—	輸入者・申告代理人
4	ワシントン条約 (CITES) に基づく動植物輸出入制限	絶滅危惧種輸出入法 (Endangered Species (Import and Export) Act 2006)	国家開発省 (シンガポール国立公園局)	附属書に記載される規制対象の植物を輸入する際は、定められた植物検疫証明書が必要。スギ・ヒノキ・カラマツはワシントン条約により国際取引が規制されている樹種に該当しない。	不要	—	輸入者・申告代理人

シンガポールでは、品質規格として3種類の規格が使用されているほか、建築基準に関する要件も定められています

シンガポールにおける品質・規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

#	規格	法令	管轄	内容	輸入時の対応 必要有無	対応者
1	国際標準化機構規格（ISO）、英国規格（BS）等	—	国際標準化機構（ISO）、英国規格協会（BSI）等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際規格や海外の規格等がシンガポール国内でも使用されているケースがある。 ■ 任意規格であるが、各分野の管轄官庁が必須規格とする場合がある。 	× （任意規格）	木材事業者
2	シンガポール国家規格（SS, Singapore Standards）	—	シンガポール規格評議会（SSC, Singapore Standards Council）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際規格がシンガポールの国内事情に適合しない場合・シンガポール独自の規格が必要な場合に国家規格として制定される。 ■ 任意規格であるが、各分野の規制官庁が必須規格とする場合もある。 ■ “SS”から始まる規格番号が振られる。（例：“SS XXX”） ■ 国際基準（ISO、EN等）を引用して作成される場合もある。この場合、その旨が規格番号にも表される。（例：“SS ISO XXX” “SS EN XXX”） ■ SSCが国内の業界団体等との合意を図り、制定・発行される。 	× （任意規格）	木材事業者
3	テクニカルリファレンス（TR, Technical References）	—	シンガポール規格評議会（SSC, Singapore Standards Council）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な規格が存在しない場合・早急な規格整備が求められる場合に制定される。 ■ 任意規格である。 ■ “TR”から始まる規格番号が振られる。（例：“TR XXX”） ■ 業界団体等の合意を必要としない。 ■ 制定から2年が経過したTRは、SSとして制定される場合がある。 	× （任意規格）	木材事業者

シンガポールでは、品質規格として3種類の規格が使用されているほか、建築基準に関する要件も定められています

シンガポールにおける品質・規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	規格	法令	管轄	内容	輸入時の対応 必要有無	対応者
4	建築基準	建築基準法 (Building Control Act 1989) 建築管理規則 (Building Control Regulations 2003) 火災安全法 (Fire Safety Act 1993) 防火安全規則 (SCDF Fire Code)	建築建設庁 (BCA, Building and Construction Agency)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての建築物は建築基準法（Building Control Act 1989）に基づいて制定された、建築管理規則の別紙5（Fifth Schedule）に規定されている建築物の目標・性能要件を満たす必要がある。 ■ 建築物が目標・性能要件を満たすためには、BCAが定める細則（認証対応策、Acceptable Solutions）に定められている規格に準拠する必要がある。 ■ 規則では、シンガポール国家規格・英国規格（British Standard）・欧州構造規格（Eurocode）のいずれかへの準拠が要求される。 ■ 規則は建築に使用される資材別に策定されており、木造建築物が準拠すべき規格も定められている。 ■ その他、全ての建築物は火災安全法（Fire Safety Act）に基づいてシンガポール民間防衛隊（SCDF、消防当局）が定める防火安全規則（SCDF Fire Code）や通達に準拠する必要がある。 	× (建築事業者の 対応事項)	建築 事業者

EU

EUへの輸出では、CEマーキングの取得や森林認証材が求められることなどから、製品輸出を拡大していくための障壁が大きく、中長期的な取組を進めていくことが必要です

EU調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内事業者ヒアリング

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- EUへの輸出では、CEマーキングを取得していることが製品出荷の前提となるため、木材製品製造時点でCEマーキングを取得することが求められる。
- 化学物質を用いた木材製品においては、REACH規則への準拠も求められる。
- 輸出事業者にはEUTRに基づくデューデリジェンスが求められ、主要な書類を取引先に提示する必要がある。

品質・規格

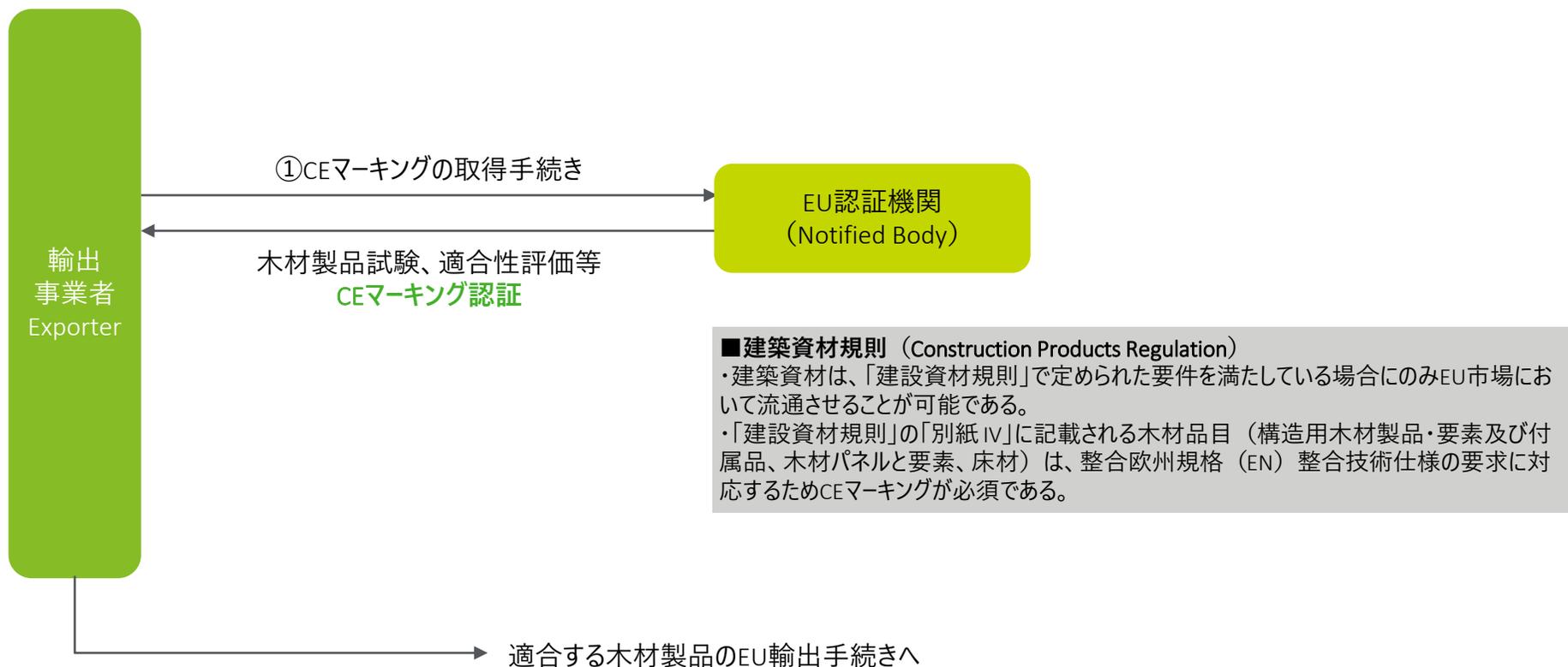
- CEマーキングの取得が必須となるが、CEマーキングの取得までのプロセスでは、対応するEN規格の確認、基準への準拠確認、認証プロセスなど期間・費用ともに大きな負担が必要になる。
- CEマーキング、REACH規則の他、木材構造物に用いる場合はユーロコードに体系化された規格基準に準拠することが求められる。

- EUへの木材製品輸出では、CEマーキングの取得が前提となるため、認証取得が障壁になると考えられる。
- 認証取得のためには、審査手続きや木材製品の試料サンプルのやりとりなど、手続き・費用ともに多大な労力を要するため、長期的な視野の元、取り組んでいく必要があると考えられる。
- EUTRによるデューデリジェンスでは、森林認証の取得が必須ではないものの、取引事業者は基本的には森林認証材を要求することから、EUへの木材製品輸出を拡大する上では、国内における森林認証の拡大も必要になると考えられる。

EUでは、木材製品輸出においてはCEマーキングの取得が義務付けられており、輸出しようとする木材製品に対応するEN規格を取得する必要があります

EUにおける木材輸入に必要な手続き（1）

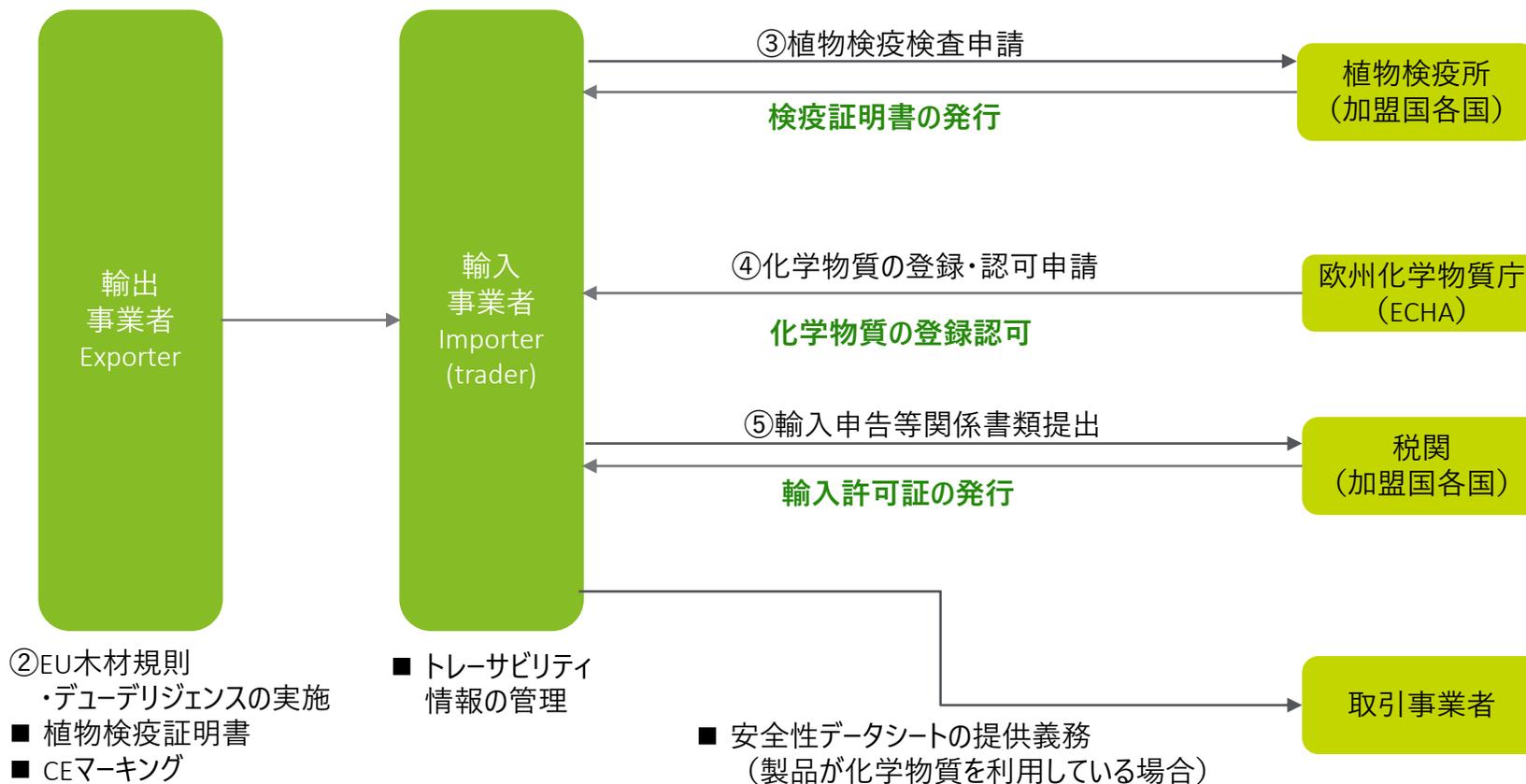
EUにおける木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス（木材製品製造）



EUでは、EUTRに基づくデューデリジェンスが求められるとともに、化学物質の登録・認可手続き等が求められます

EUにおける木材輸入に必要な手続き（2）

EU入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



EUでは、EU木材規則、REACH規制など規制が複数存在します

EUにおける木材輸入に必要な手続き（3）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	EU木材規則	欧州議会・理事会規則（EU） No.995/2010 （EU木材規則）等	各加盟国が定めるEUTRの適用に責任を負う管轄当局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材と木材製品を販売する事業者は「EU木材規則」により定められた義務（違法な木材の排除・木材製品の管理）を遵守する必要がある。 ■ 本規則は、木材・木材製品を出荷事業者から買い取り、取引会社に販売する事業者（オペレーター）に課せられている。オペレーターは、対象となっている木材・木材製品の出荷事業者ごとにデューデリジェンスシステム（DDS）を適用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デューデリジェンスの実施（EU域内市場出荷時の合法性確認・書類保管） ■ 取引業者（トレーダー）への情報開示 	オペレーター （輸出事業者）
2	植物検疫規則	各国の法令	各国の植物防疫所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材包装材、木材は、植物検疫証明書、植物パスポート、木材包装材または木材マーク等を含む公式書類の添付が必要である。 ■ 植物パスポートが必要な「別紙XIV」に記載のある植物はCNコードでリスト化されているが、スギ、ヒノキ、カラマツは該当しない。 	植物検疫証明書の提出	木材事業者
3	EN規格	欧州議会・理事会規則（EC） No.768/2008 欧州議会・理事会規則（EU） No. 305/2011 （建設資材規則）	欧州標準化委員会（CEN）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「建設資材規則」の「別紙IV」に記載される木材品目（構造用木材製品・要素及び付属品、木材パネルと要素、床材）は、整合欧州規格（EN）整合技術仕様の要求に対応するためCEマーキングが必須である。 【建設製品の技術使用】 ■ 建築資材は、「建設資材規則」で定められた要件を満たしている場合にのみEU市場において流通させることが可能である。 	CE製品へのCEマーキング	木材事業者

EUでは、EU木材規則、REACH規制など規制が複数存在します

EUにおける木材輸入に必要な手続き（4）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
4	REACH 規制	欧州議会・理事会 規則（EC） No. 1907/2006 （REACH規則）	欧州化学物 質庁（ECHA）	<ul style="list-style-type: none"> ■ EU域内で化学物質等を製造する者、またEU域内で設立された法人で輸入に責任を負う者に対し、ECHAへの登録を行うことが義務付けられている（日本の木材製品製造事業者はECHAの登録義務は課せられていない）。 ■ 物質や調剤を製造または輸入する事業者に対して以下の責務が課される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録の責務：EU域内で製造または輸入する物質ごとの取扱量が年間1トン以上である事業者は、物質に関するECHAへ登録しなければならない。 ➢ 認可申請の責務：認可対象物質（「別紙 XIV」で示されている物質）をEU域内で製造または輸入する事業者または物質を認可された条件以外で使用するエンドユーザーは、取扱量が年間1トン未満であっても、物質の用途や代替物に関する情報をECHAへ提出し、認可を得なければならない。 ➢ 使用制限の責務：制限対象物質（「別紙 XVII」で示されている物質）は、指定された制限条件を守って製造・輸入・使用しなければならない。 ➢ 情報伝達の責務：危険な物質・特定化学物質をEU域内で製造または輸入する事業者は、安全性データシート（SDS）をエンドユーザーに提供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> • ECHAへの登録（物資の登録・認可取得） • 責務の履行 	木材事業者 または 輸入者

CEマーク、REACH規則等への準拠の他、建築材においては、建築基準に関するEN規格への準拠も求められます

EUにおける品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等

#	品質規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	CEマーク			輸入に必要な手続きでの内容と同様		
2	REACH規則			輸入に必要な手続きでの内容と同様		
3	森林認証	—	各認証組織	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUでは、FSC、PEFC、OLBなどといった森林認証が広く用いられている。 	各認証の審査への合格	木材事業者
4	建築基準	欧州議会・委員会規則 (EC) No.768/2008	欧州標準化委員会 (CEN)	<ul style="list-style-type: none"> ■ CENの木材に関連する技術委員会 (TC) によりEN規格が準備される ■ 木材に関する規格： <ul style="list-style-type: none"> ➢ CEN/TC38 木材及び木質材料の耐久性 (高耐久木材が含まれる) ➢ CEN/TC112 木質パネル (合板が含まれる) ➢ CEN/TC124 木構造 (集成材が含まれる) ➢ CEN/TC175 丸太及び製材 (製材が含まれる) ➢ CEN/TC193 接着剤 ➢ CEN/TC250 建築・土木構造に関するユーロコード (Eurocode5 木造建造物の設計) 	CEマーキングの取得	木材事業者

